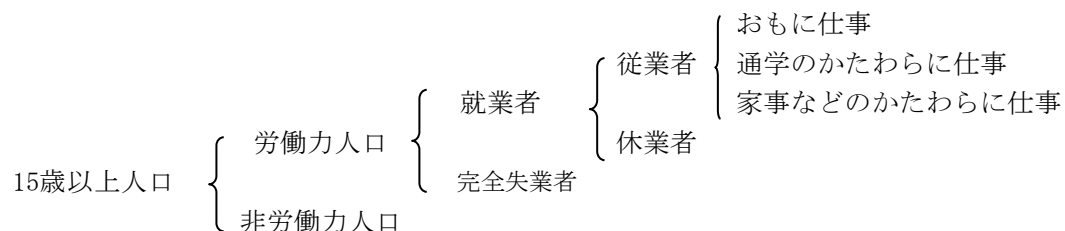


付録 用語の解説

＜就業状態＞ 15歳以上人口について、調査週間中（月末1週間）の活動状態に基づいて次のように区分している。



労働力人口 : 15歳以上人口のうち、「就業者」と「完全失業者」を合わせたもの

就業者：「従業者」と「休業者」を合わせたもの

従業者：調査週間に賃金、給料、諸手当、内職収入などの収入を伴う仕事に1時間以上従事した者（家族従業者の場合は無給であっても「従業者」とする）

休業者 : 仕事を持ちながら、調査週間中、少しも仕事をしなかった者のうち

① 雇用者で、給料、賃金(休業手当を含む)の支払いを受けている者又は受けることになっている者

② 自営業主で、自分の経営する事業を持ったままで、その仕事を休み始めてから30日にならない者

完全失業者：次の三つの条件を満たす者

① 仕事がなく調査週間に少しも仕事をしなかった（就業者ではない）

② 仕事があればすぐ就くことができる

③ 調査週間中に、仕事を探す活動や事業を始める準備をしていた（過去の求職活動の結果を待っている者を含む）

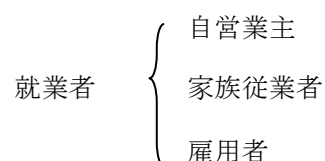
非労働力人口 : 15歳以上人口のうち、「就業者」と「完全失業者」以外の者

労働力人口比率：15歳以上人口に占める「労働力人口」の割合

就業率 : 15歳以上人口に占める「就業者」の割合

完全失業率 : 「労働力人口」に占める「完全失業者」の割合

＜従業員上の地位＞ 就業者について次のように区分している。



自営業主：個人経営の事業を営んでいる者

家族従業者：自営業主の家族で、その自営業主の営む事業に無給で従事している者

雇用者：会社、団体、官公庁、あるいは個人経営の事業体に雇われ、給料、賃金を得ている者及び会社、団体の役員

＜雇用形態＞ 会社・団体等の役員を除く雇用者について、次のように区分している。

正規の職員・従業員：勤め先で「正規の職員・従業員」と呼称されている者

非正規の職員・従業員：上記を除く全ての雇用者

＜その他＞

本文及び統計表中の「非農林業」とは、「農業、林業」以外の産業をいう。